

# 平成25年度障害者虐待の状況について

〔平成26年8月19日〕  
障害者支援課

## 1 趣旨

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成24年10月1日施行、以下「法」という。)に基づき防止に取り組んでいる障害者虐待について、平成25年度に虐待として認定された事案の状況を取りまとめた。

## 2 取りまとめの概要

法第20条の規定に基づき、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について県が公表すべき事項のほか、養護者によるものについて市町から、使用者によるものについて広島労働局から提供された情報に基づいて集計等を行った。

### <集計等の概要>

対象者：県内在住の障害者

認定期間：平成25年4月1日～平成26年3月31日

内容：法による虐待の区分ごとの件数及び虐待行為の内容等

## 3 集計結果の概要(詳細は別紙のとおり)

### (1) 養護者による障害者虐待

① 件数…39件

② 概要…虐待を受けた人は、男性19人、女性20人、年齢層による大きな差は見られず、障害の種別では、知的障害、精神障害、身体障害、発達障害の順となっている。  
虐待をした人の続柄は、父親、母親、兄弟姉妹、夫の順となっている。  
虐待行為は、身体的虐待が最も多い。

③ 対応…「虐待者から分離」したものが14件で、分離の方法は「契約による障害福祉サービスの利用」が半数を占めている。  
「虐待者から分離していない」ものが17件で、対応内容は「養護者への指導・助言」、「見守り」、「新たに障害福祉サービスを利用」などである。

### (2) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

① 件数…10件

② 概要…虐待を受けた人は、男性4人、女性3人(不明の事案が3件)で、年齢による大きな差は見られず、障害の種別では知的障害が最も多い。  
虐待があったのは、障害者支援施設、生活介護事業所及び就労継続支援B型事業所が3件で、共同生活援助事業所が1件となっている。

③ 対応…虐待の通報があった場合には、原則として市町により虐待事実の確認を行うが、市町から依頼があれば連携して調査等を行い、事業所等の指導等を行っている。

### (3) 使用者による障害者虐待

① 件数…8件

② 概要…虐待を受けた人は、性別では男性が7人、20～29歳が3人、30～39歳が2人と比較的若い世代が多い。障害の種別では、知的障害が5人と最も多い。  
虐待行為は、経済的虐待が最も多く、虐待をした人は、事業主が5件、所属の上司が3件である。  
虐待のあった事業所の規模は5～29人が5件と過半数を占めている。

③ 対応…指導権限を有する広島労働局で対応している。

## 4 県の取組

市町及び県権利擁護センター、労働局等の関係機関と連携し、次の取組を推進していく。

- (1)パンフレット等により、県民・市町・事業所等における法の趣旨や通報義務等の定着を促進する。
- (2)相談窓口等について県民に広報し、虐待発生の防止と虐待発見時の速やかな通報の確保を図る。
- (3)市町や市町虐待防止センター、施設等での虐待防止を担当する職員を対象とした研修を実施する。
- (4)あいサポート運動を通じて、障害者への差別や虐待につながる偏見、無理解を取り除くよう努める。
- (5)広島県虐待防止ネットワーク推進会議により、関係機関、当事者団体等と虐待防止方策を検討する。

## 養護者による障害者虐待

1 件数	H24	H25
	33	39

2 虐待の種別・類型	(件数)	
	H24	H25
①身体的虐待	18	20
②心理的虐待	9	8
③放棄・放置	7	11
④経済的虐待	10	8

※1件の事案で複数の被虐待者がいる場合がある。

3 被虐待者と虐待者の関係	(人数)	
	H24	H25
①兄弟姉妹	9	10
②夫	4	3
③母	9	10
④父	5	14
⑤息子	2	0
⑥その他	6	7

※1件の事案で複数の虐待者がいる場合がある。

4 分離の有無	(件数)	
	H24	H25
①虐待者からの分離	11	14
②虐待者との分離をしていない	19	17
③その他	3	8

5 分離を行った事例の対応状況	(件数)	
	H24	H25
①契約による障害福祉サービス利用	6	7
②やむを得ない事由等による措置	1	3
③一時保護	1	0
④医療機関への一時入院	2	2
⑤その他	1	2

6 分離していない事例の対応状況	(件数)	
	H24	H25
①養護者への助言・指導	7	6
②新たに障害福祉サービスを利用	0	3
③利用計画の見直し	2	4
④別のサービスを利用	5	1
⑤見守り	5	5
⑥その他	1	1

※1件の事案で複数の対応を行っている場合がある。

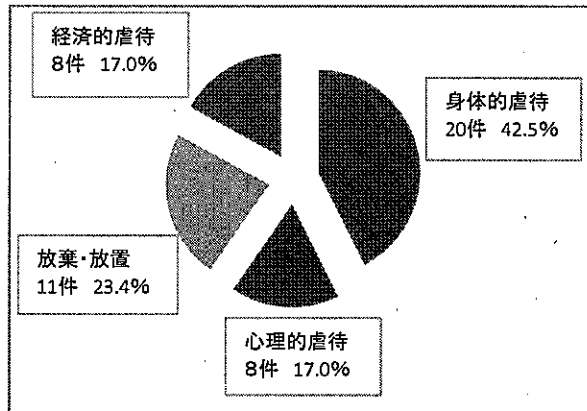
7 被虐待者の性別	(人数)	
	H24	H25
①男	10	19
②女	23	20

8 被虐待者の年齢構成	(人数)	
	H24	H25
①20歳未満	0	9
②20～29歳	7	6
③30～39歳	5	10
④40～49歳	10	5
⑤50～59歳	6	8
⑥60～64歳	3	1
⑦65歳以上	2	0

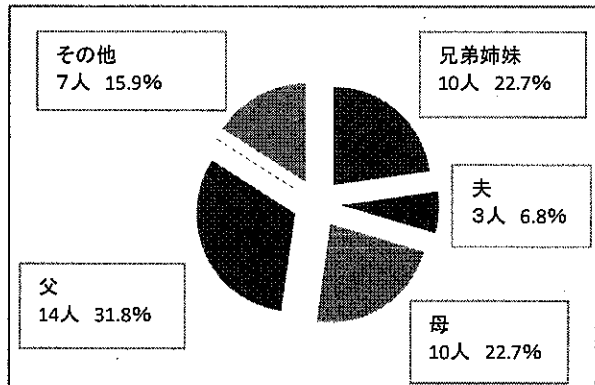
9 被虐待者の障害種別	(人数)	
	H24	H25
①身体障害	6	6
②知的障害	18	27
③精神障害	13	13
④発達障害	1	4
⑤その他	1	0

※1人の障害者が複数の障害を有している場合がある。

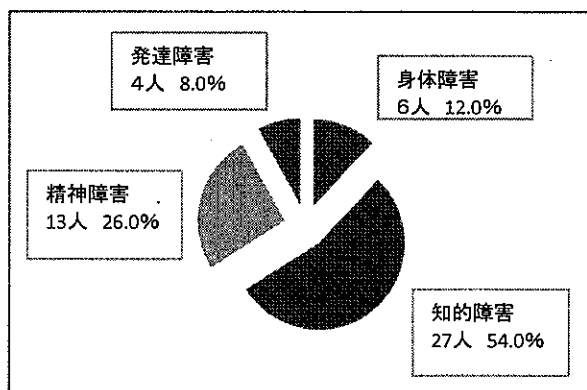
虐待の種別・類型(H25年度)



被虐待者と虐待者の関係(H25年度)



被虐待者の障害種別(H25年度)



(注) 平成24年度は、平成24年10月～平成25年3月の受理件数

# 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

1 件数

	H24	H25
	1	10

2 虐待を認定した事業所の種別 (件数)

	H24	H25
障害者支援施設	0	3
生活介護	0	3
就労継続支援B型	1	3
共同生活援助	0	1

3 虐待の種別・類型 (件数)

	H24	H25
①身体的虐待	0	4
②性的虐待	1	2
③心理的虐待	0	7
④経済的虐待	0	1

※1件で複数の虐待が行われている場合がある。

4 虐待を行った者の職種 (人数)

	H24	H25
①設置者・経営者	0	1
②生活支援員	0	5
③職業指導員	0	2
④その他	1	2

5 被虐待者の性別 (人数)

	H24	H25
①男	0	4
②女	1	3
③不明(件数)	0	3

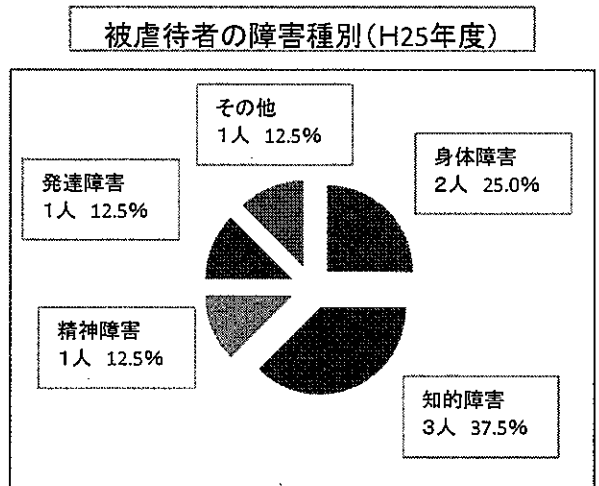
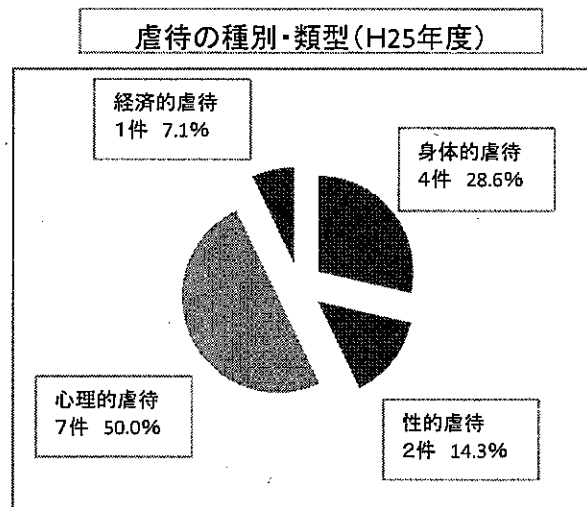
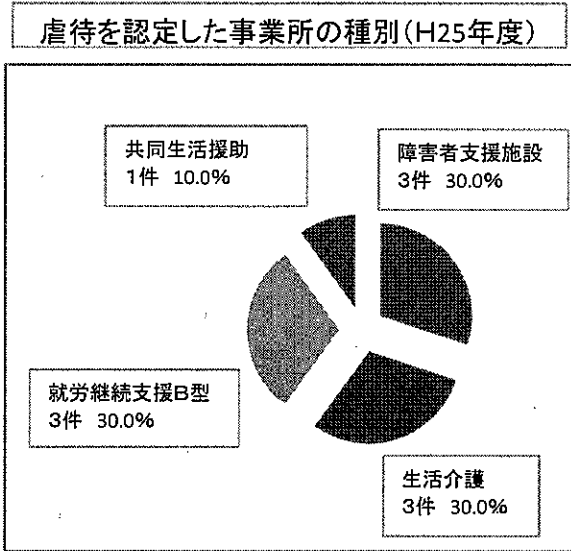
6 被虐待者の年齢構成 (人数)

	H24	H25
①20歳未満	0	0
②20～29歳	0	1
③30～39歳	1	4
④40～49歳	0	1
⑤50～59歳	0	0
⑥60～64歳	0	1
⑦不明(件数)	0	3

7 被虐待者の障害種別 (人数)

	H24	H25
①身体障害	0	2
②知的障害	1	3
③精神障害	1	1
④発達障害	0	1
⑤その他	0	1
⑥不明(件数)	0	3

※1人が複数の障害を有している場合がある。



(注) 平成24年度は、平成24年10月～平成25年3月の受理件数

# 使用者による虐待

1 件数	H24	H25
	6	8

2 虐待の種別・類型	(件数)	
	H24	H25
①身体的虐待	0	3
③心理的虐待	0	4
③経済的虐待	6	6

※1件で複数の虐待が行われている場合がある。

3 被虐待者と虐待者の関係	(人数)	
	H24	H25
①事業主	6	5
②所属の上司	0	3

4 事業所の種別	(件数)	
	H24	H25
①農業・林業	1	0
②製造業	3	3
③卸売業、小売業	0	1
④宿泊業、飲食サービス業	0	1
⑤医療、福祉	1	3
⑥その他	1	0

5 事業所の規模	(件数)	
	H24	H25
①5人未満	0	1
②5～29人	5	5
③30～99人	1	0
④100～499人未満	0	1
⑤不明	0	1

6 被虐待者の性別	(人数)	
	H24	H25
①男性	5	7
②女性	2	1

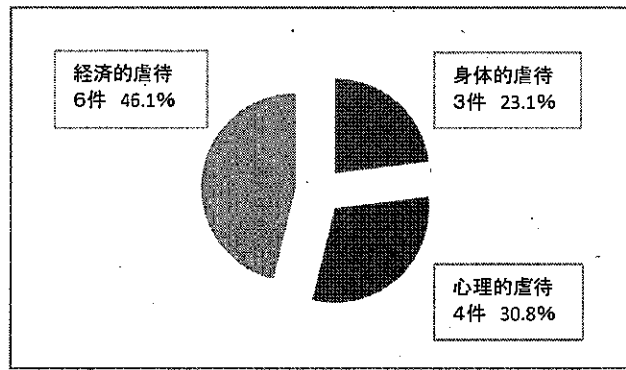
※1件で複数の被虐待者がいる場合がある。

7 被虐待者の年齢構成	(人数)	
	H24	H25
①20歳未満	0	1
②20～29歳	0	3
③30～39歳	2	2
④40～49歳	1	0
⑤50～59歳	0	1
⑥65歳以上	1	0
⑤不明	3	1

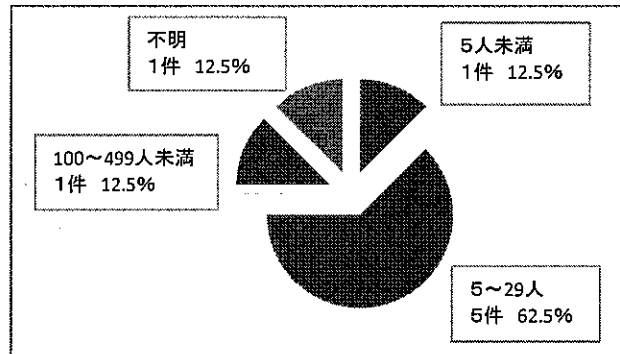
8 被虐待者の障害種別	(人数)	
	H24	H25
①身体障害	2	2
②知的障害	5	5
③精神障害	1	1

※1人の障害者が複数の障害を有している場合がある。

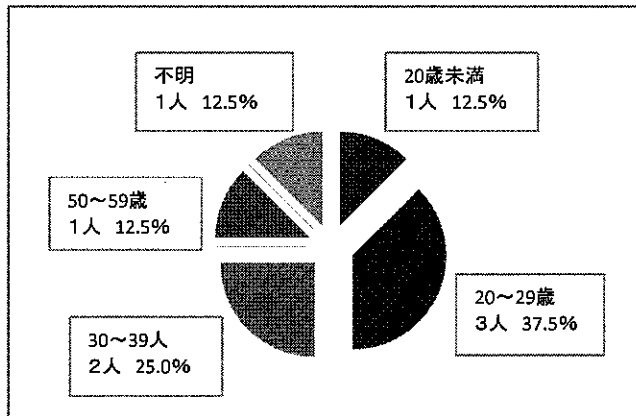
虐待の種別・類型(H25年度)



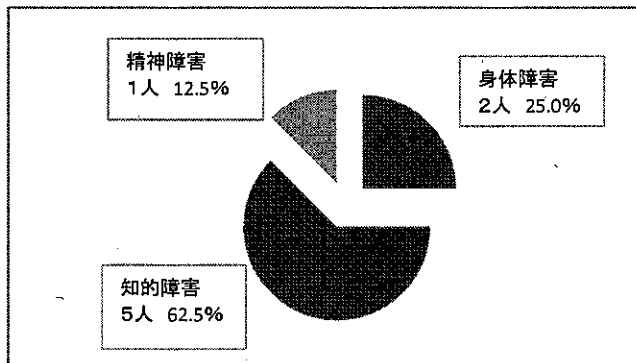
事業所の規模(H25年度)



被虐待者の年齢構成(H25年度)



被虐待者の障害種別(H25年度)



(注) 平成24年度は、平成24年10月～平成25年3月の受理件数